



平成 27 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ダルトン
代表者名 代表取締役社長 安藤 隆之
(JASDAQ・コード7432)
問合せ先 取締役副社長 東郷 武
(電話：03-3549-6800)

「内部統制システム構築の基本方針」の全面改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の全面改訂について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本全面改訂につきましては、平成 27 年 12 月 18 日開催予定の当社第 70 期定時株主総会において、平成 27 年 9 月 25 日に公表しました監査等委員会設置会社への移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行することを条件としております。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、グループ全体を網羅する「ダルトングループ倫理方針」を定め、コンプライアンス体制の整備及び遵守に努めるとともに、周知と運用の徹底を図るなど、企業倫理の確立に努めることで、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び従業員の職務執行に係る情報については、保存及び管理について定める規程等を整備し、適切な保管及び管理に努める。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社代表取締役社長を委員長として、リスク管理委員会を設置し、グループ各社にリスク管理担当者を配置することで、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応できるよう、リスク管理体制の強化に努める。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、職務内容及び職務権限を明確にした規程を整備することで、取締役会や経営会議において重要性に応じた意思決定と効率的な職務執行を遂行し、その運用状況は内部監査の報告を踏まえ、定期的に検証する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社に対する管理、運営、指導、育成等の適切な対応を行うことで、適正なグループ経営管理体制の構築に努め、グループ各社においては事業ごとに連携し、役割を明確にするとともにグループとしての目標の共有を図る。なお、グループ各社の内部監査を実施することで業務の適正を確保し、グループ経営の安定性及び効率性を高める。

6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は「関係会社管理規程」を定めており、当該規程の適切な運用によって、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び報告事項を明確にし、適切な経営管理に努める。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が職務を補助する使用人を必要とした場合、必要な員数及び求められる資質について監査等委員会と協議のうえ配置に努める。また、配置された使用人は、その補助業務に関しては監査等委員の指揮命令下で遂行することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮は受けないものとして独立性及び実効性を確保する。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はその恐れのある事実を把握した場合、速やかに当社の監査等委員会に報告することを義務付ける。また、当社グループにおける法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題があった場合、当社の監査等委員会に適切に報告する体制の確保に努める。

9. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

使用人等は監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを禁止する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が、職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は重要な会議に出席し、重要事項の報告を受ける体制を取る。また、監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人から、個別のヒヤリング機会を設けると共に、代表取締役、内部監査室及び会計監査人との定期的な意見交換を行う。

以上